

新潟家庭裁判所委員会(第6回)議事概要

新潟家庭裁判所委員会

第1 日程等

1 日時

平成18年6月9日(金)午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

新潟家庭裁判所大会議室

3 出欠状況

委員の出欠状況は、別紙のとおり

第2 議事

1 離婚調停を使いやすくするための方策についての意見交換

(学識経験者委員H)

調停でどういうことをやっているのか、PRが行き届いていないというイメージがあります。県内には、フィリピン、東南アジア、タイ、韓国、中国など外国人のお嫁さんが大勢いますが、意思疎通がうまくいなくて別れたいという人も少なくありません。そういう人の話は調停委員に聞いていただけるのでしょうか。また、そういった相談はやっているのでしょうか。

(家事首席書記官)

外国人が当事者になる事件を涉外事件と言います。調停では、通訳の費用は本人が負担するので、誰か通訳できる人を連れてきてもらうか、語学のできる調停委員を選ぶ必要があります。窓口相談では、手続の説明をしていますが、自国の法律がどうなっているのか、裁判でなければ離婚できないのか、話し合いでも離婚できるのかということが問題となり、即答はできないので、調べて回答するといったケースはあります。

(委員長)

渉外事件は新潟でも確実に増えています。裁判所としては拒んではいません。離婚問題は、子どものためにも裁判所がケアしないといけません。

(学識経験者委員B)

調停という制度は知っていましたが、離婚を調停に結びつけて考えることがありませんでした。離婚することについて、双方で話をつけないといけないという考えが先にあり、第三者に干渉されたくない気持ちがあるのではないのでしょうか。子どもにまで問題が波及するのであれば、第三者にお出まし願うしかないと思います。

(学識経験者委員E)

調停がこんなに幅広くあるとは思いませんでした。熟年離婚の問題や年金分割についての新聞や報道を見て、調停がよく利用されていることが分かりました。今後問題が相当複雑になり、知れば知るほど、調停や裁判の件数が増える傾向にあるのではないかと思います。年金などお金がからむと、紛争が複雑になるのではないのでしょうか。

(委員長)

ADRという裁判外における紛争解決手続が拡充して、裁判所の調停以外の調停制度も発足してゆき、何らかの形で紛争に関与する機関が増えてゆくことと思います。

(学識経験者委員C)

私どもの受ける離婚の相談は年間300件くらいありますが、最近は女性がきちんと勉強してきます。女性の側に立った調停がなされるケースもあり、男性から中立に進めてほしいとの要望もありました。相談員からは、「若い人には年収が低い人もいるのに、調停委員から養育費の問題で、3万円から5万円なら大したことないじゃない、との発言があったようなので、相談する人の目線も大事にしてほしい。」「申立先について、両者の話合いでも決めることができると弁護士から説明を受けたのに、申立てできなかった。一般市民がすんなり理解できないこともあるので、一般市民の立場に立った助言をしてほしい。」との話を聞いています。個人的には、裁判所は敷居が高いという印象があります。

(学識経験者委員D)

高度経済成長を経て女性が自立して仕事を持つ社会がここまで進むと、男女としてより人間と人間としての枠組みができ、ビジネスライクな権利の分与を国としても進めているという現象が見られます。人々の権利を認める意味では正しい方向なのかもしれませんが、親子、妻、外国人、多民族等社会は様々な立場の人で構成されており、社会全体としてみるとバランスがとれているのでしょうか、どのような方向に流れていくのでしょうか。離婚にしても、年金を半分もらえるまで待つというのは寂しいことです。家庭裁判所、弁護士、調停委員、女性相談センター等を含めた総体がいろいろな形でどのように関与していくのでしょうか。これからどのような社会になっていくか不安です。

(委員長)

司法改革の意味をもう一度見直してみる必要がありますね。

(学識経験者委員A)

看護職は、収入はそれなりに良いですが、家族の理解が必要です。我慢せず、夫に縛られずに自分の専門職を走りたいという人が多いです。弁護士に相談したらと言うと、「お金もかかるし、時間もない。」と言われます。県民のために調停をPRしてほしいと思います。テレビ番組の電話相談を聞いていると、ほとんどが家庭内のいざこざで、弁護士や然るべき人に相談しなさい、そしてあなたが決めるのですよ、とアドバイスしています。然るべき人とは誰を指すのかと思います。調停委員でしょうか。身の回りにも外国人妻がいて、考えることが多いです。裁判所の門戸を広げていただくとありがたいです。

(法曹委員J)

法律扶助という弁護士費用の立替の制度があります。収入がなければ返済を免除されることもあります。この制度は、元々離婚に使われることが多いです。今年の10月から始まる司法支援センターの相談では、法律扶助だけの特別の相談日を設けるそうですので、利用してほしいと思います。弁護士としては、離婚件数は落ち着いている一方で、調停の割合は少しずつ増えている印象を受けますし、弁護士関与の割合も増えてきています。婚姻費用や養育費については、調停により一定レベルが確保されるようになってきてい

ます。しかし、必要な保障がされないまま離婚している例が多いのではないのでしょうか。もっと気軽に調停が使える、合意していても裁判所で調書を作るシステムができるのが望ましいのではないのでしょうか。欧米では、結婚、離婚を含めて裁判所の関与が多いです。日本ももっと使いやすく、いろんな場合に対応できるようになってほしいです。

(学識経験者委員 I)

外国人については、英語が話せる調停委員はいるのですが、英語以外の外国語を話す外国人については、法律扶助で通訳を援助してもらえるとありがたいです。ジェンダー問題については、調停委員も、今までの価値観の人が結構いて、ついうっかりといった発言はありますが、研修で取り上げ、大分意識してきています。養育料を3万円から5万円くらい払えとは、新潟の調停委員は言わないと思います。新潟には300万円程度の年収の人が多く、3万円なら良い方で、中には1万円とか、サラ金やパチンコ、携帯に使うというようなことで、子どもと車とどっちが大事なの、という場合が多いです。ひどいときは5000円と言われてこちらも悩むことが多いです。調停委員は相手の味方ばかりする、というような話がありましたが、新潟の調停委員は、非常に丁寧に当事者の立場に立って、調停をやって良かったと言われるように心がけています。口約束は守られないことが多いですが、調停で決めればしっかりと守られることが多いということは、強調しても良いと思います。どうしたらPRできるか、方法を検討しないといけないと思います。調停は良い制度ですし、お金もかからないということを知っていただけたらと思います。調停委員としては、まだ仕事が満杯だという感じではありません。裁判所というと何か罪を犯したと思うらしく、最初は緊張していますが、良く話を聞いて何でも話せるんだと理解してもらうことで、第1回目の調停期日が終わるという感じです。もうちょっと気楽な気持ちで申し立ててもらうにはどうしたらいいか。新潟は、やっていることはしっかりやっているのに、県民性としてPRが下手ですが、裁判所も例外ではないと思っています。

(委員長)

PRの必要性を感じます。考えていきたいですね。

2 成年後見事件申立ての増加への対応についての意見交換

(学識経験者委員D)

自治体が広域合併し、国とは別に、独立した財源で様々なことをやろうとしています。福祉分野もその中に含まれています。地方の自治体に行政能力があるのかとの議論がありますが、行政と地域、法律の専門家が助け合ってやっていければ、障害者の権利擁護には良いことだと思います。

(学識経験者委員E)

成年後見を必要とする人は、確実に増えてきています。金融機関では、成年後見人であることを確認しなければ、本人以外の支払には応じない取扱いが徹底されてきました。成年後見は、事務的に煩雑で、知識がないとできない、身寄りがなく適当な人材がない、といったことから、面倒くさいということで、窓口でトラブルになります。手続の簡素化が求められるのではないのでしょうか。身内の人でも、財産の管理となると生々しい問題で、本当に管理をきちんとやっているのかという相談もあります。監督がきちんとなされないトラブルになり、場合によっては相続争いが懸念されます。成年後見が増えていけば、警察が駐車違反の取締まりを民間に任せたように、将来は専門的な機関に任せないといけなくなるのではないのでしょうか。

(法曹委員L)

監督事件が相当増えるでしょうから、今の家庭裁判所の態勢では5年先10年先に持ちこたえられないのではないのでしょうか。別途後見監督人を選んでも、同じ問題が起こります。参与員の活用も対応策の一つですが、手続の簡素化を真剣に考えても良いのではないのでしょうか。預金をおろすためだけのものはどうでしょうか。類型ごとに簡素化することも一つの手だてです。いろいろな人に協力してもらうことは望ましいですが、ボランティアは強制できません。家庭裁判所にこのような案件があるので協力してほしい、と啓蒙したらどうでしょう。ホームページで宣伝したり、地域の人に口コミで広めるなど、地味なことを積み重ねていくしかないのではないのでしょうか。

(学識経験者委員H)

ヘルパー1級、2級、3級みたいに、銀行手続だけなら1級の人でも良いとか、専門家の援助を受けながら1時間くらいでやってもらうといった方法

も考えられます。

(学識経験者委員F)

それは今の仕組みでもあります。社会福祉協議会の権利擁護事業の支援員に、1時間いくらで預金をおろしてもらえます。重度の知的障害で判断能力が著しく損なわれている人については後見人を選びます。

(法曹委員K)

具体的な行為は支援員、全体的な能力を補うのが後見人ですので、両者は責任が違います。どのような後見人を選任したらよいか難しい問題です。銀行との関係だけならば後見人を簡易な形で選任し、監督も簡易なものとするということができたらよいと思いますが、簡易といっても限度があります。

(学識経験者委員F)

相談機関としては、司法がようやく相談に関与できるようになったと思っています。子どもを巻き込んだ離婚問題では、子どもの意見を聞くことが、子どもにとっては身を引き裂かれる痛みを負うもので、子どももつらいのです。調停の中で解決することを勧めます。女性福祉相談所ではいろんな国の人が、言葉や習慣、DVの問題で相談に来ます。調停は有効な手段です。後見の問題も、知的障害者の障害基礎年金が本人の福祉のために使われない例がたくさんあります。司法がきちんと関与することは非常にありがたいと思います。

(法曹委員J)

それぞれの組織がそれぞれの役割を果たしながら連携していきましょう。選任だけではなく、選任された後見人を補助する者を裁判所に登録してはどうでしょうか。銀行預金の解約の相談が多いですが、そのほとんどはお金をおろして使いたい人です。利益相反の問題もあり、単純ではありません。係争性のある後見人選任申立ては後見人を選ぶのが大変だと思います。

第3 次定期日

平成18年12月11日(月) 午後1時30分から午後3時30分まで

(別紙)

家庭裁判所委員会出席者及び欠席者

1 委員

(1) 出席者

委員長	石 塚 章 夫
学識経験者委員	長 部 夕 ミ
同	角 山 富 衛
同	佐 野 圭 子
同	竹 内 希 六
同	寺 澤 幸 男
同	堀 井 愛 子
同	堀 内 敬 子
同	山 中 景 子
同	吉 村 洋 子
法曹委員	足 立 定 夫
同	鈴 木 正 弘
同	星 野 敏

(2) 欠席者

学識経験者委員	外 山 迪 子
同	内 藤 俊 彦

2 委員以外の裁判所の出席者

少年係裁判官	長 島 銀 哉
首席家庭裁判所調査官	倉 本 昌 一
家事首席書記官	野 寺 富 和
少年首席書記官	藤 田 耕 一
事務局長	中須賀 亮 子 (欠席)
事務局次長	和 田 謙 二